

令和 6 事業年度

事業報告書

独立行政法人奄美群島振興開発基金

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	2
4. 中期目標	3
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
(1) 経営理念	
(2) 経営方針	
(3) 倫理方針	
(4) 行動指針	
6. 中期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	16
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	18
10. 業務の成果と使用した資源との対比	21
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	

(2) 自己評価	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
1 1. 予算と決算との対比	23
1 2. 財務諸表	23
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	26
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
1 4. 内部統制の運用に関する情報	27
1 5. 法人の基本情報	28
(1) 沿革	
(2) 設立根拠法	
(3) 主務大臣（主務省所管課等）	
(4) 組織図	
(5) 事務所所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
1 6. 参考情報	32
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の長によるメッセージ

奄美群島振興開発基金（以下「当法人」という。）は、奄美群島の本土復帰（昭和28年12月25日）に伴い、昭和30年9月10日に創設された奄美群島復興信用保証協会として業務開始後、数次の組織見直し等を経て、平成16年10月1日に奄美群島振興開発特別措置法に基づき「独立行政法人奄美群島振興開発基金」として設立されました。

当法人は、奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため「奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的としています。

これまで、地域の民間金融機関と連携、協力しつつ、信用保証業務や地域の特性を生かした産業に対し直接的な融資業務を行うなど、奄美群島内の事業者を金融面から下支えする役割を果たしてまいりました。

令和6年度から第五期中期計画がスタートしたところですが、直近の統計では入込客数がコロナ禍前（令和元年度）の9割超まで回復してきており、宿泊施設等への設備投資の需要が堅調に推移しています。また、黒糖焼酎製造業の設備や運送業の車両導入、創業者の廃業・高齢化による事業承継に要する需要など、奄美群島の産業振興に貢献するという当法人の使命のもと、積極的に支援を行ってまいりました。

奄美群島振興開発特別措置法の改正により追加された「コンサルティング業務」では、奄美群島振興交付金を活用した事業を受託し、事業者へのフォローアップや経営等に資するアドバイスを行ったところです。また、事業者が販路拡大等を進めるにあたり必要とする副業・兼業人材のマッチングなどにも取り組み、成果を上げているところです。

一方、当法人が適切な業務運営を推進するため克服すべき課題として、設立以来有している繰越欠損金と、その健全化が求められているところでもあります。その改善に向けては、第五期中期計画の事項に着実に取り組みながら、役職員一丸となって課題の克服に努めてまいります。

本事業報告書においては、当基金に関するこれらの状況について網羅的に記載を行っておりますので、皆様のご理解が進む一助になれば幸いです。

令和7年6月

独立行政法人奄美群島振興開発基金

理事長

藤井 隆



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当法人は、「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」ことを目的としております。（奄美群島振興開発特別措置法（以下「奄美法」という。）第44条）

(2) 業務内容

当法人は、奄美法第44条の目的を達成するため以下の業務を行います。

i. 保証業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。

ii. 融資業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等。

iii. 経営支援業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対する経営の改善及び助言。

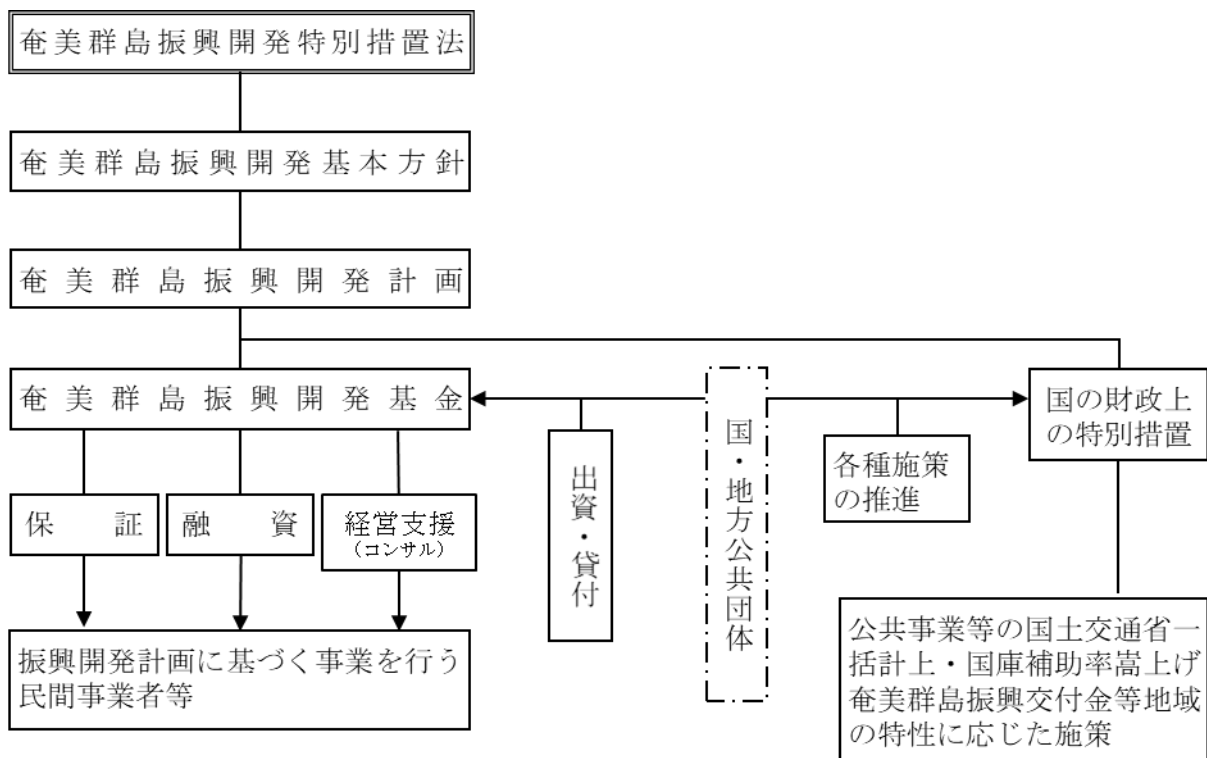
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

令和6年度の国土交通省の政策体系は4つの柱に基づき、13の政策目標、44の施策目標から構成されており、当法人の業務につきましては、以下のとおり位置づけられるものとなっております。

国土交通省の政策体系		当法人の業務
政策目標	施策目標	
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	39 離島等の振興を図る	・ 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証（保証業務） ・ 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融

		通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け等（融資業務） ・奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対する経営の改善及び助言（経営支援業務）
--	--	--

また、当法人と奄美法の関連については、以下のとおり位置づけられるものとなっております。



4. 中期目標

（1）概要

当法人の第5期中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

奄美群島は戦後米軍の統治下に置かれたことから復興が遅れ、昭和28年の日本復帰後、その特殊事情に鑑み、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）が制定されて、総合的な奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の策定及びこれに基づく社会資本の整備や産業振興等が進められてきました。

しかし、本土から遠く離れた外海にあり、厳しい自然環境などから、今なお奄美群

島と本土との間には所得水準や経済面の格差が存在しており、著しい人口減少や少子・高齢化の進行によって、経済規模や地域社会の維持といった課題に直面しています。このような奄美群島が抱える課題を克服して、自立的発展を実現するためには、移住の促進、自然環境の保全と利用の両立、各産業の稼ぐ力の向上等が必要です。特に、移住者の住まいと生業の確保、域外からの所得を得る一人当たり観光消費額の向上、群島の基幹産業である農林水産業の生産性や付加価値の向上、近接する一大消費地であり、東南アジア等への輸出のハブにもなる沖縄との更なる連携等を進めなければなりません。

これまで、奄美基金は、振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証や、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する事業資金の貸付けを行うことで、奄美群島の振興開発に貢献してきました。これらの保証及び融資業務は、その設置目的に鑑み、群島の中小事業者のセーフティネットとして奄美基金が果たすべき第一の役割です。

また、奄美基金は、国・地方公共団体や他の金融機関等と連携しながら、これらの取組を強化し、奄美群島の産業振興に貢献することを使命としています。

以上を踏まえて、奄美基金には、経営の透明性・自主性を確保し、効果的な業務運営を推進することを通じ、奄美群島の自立的発展等に寄与することを旨として、業務に取り組むことが求められています。

奄美基金は、第五期中期目標期間中、その業務を通じた取引先への貢献とともに奄美群島の産業振興にどのように貢献しているのかが分かるように目標や指標を設定し、毎年度評価を行い、業務の改善に努めることとしています。

詳細につきましては、[第5期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名及び区分ごとの目標は、以下のとおりです。

i. 保証業務

奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとしております。

ア 事務処理の迅速化及び適正化

イ 適切な保証条件の設定・承諾

ウ 期中管理体制の強化

ii. 融資業務

保証業務同様、奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとしております。

ア 事務処理の迅速化及び適正化

イ 適切な貸付条件の設定・貸付

ウ 期中管理体制の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 経営理念

当法人は、効率的かつ効果的な業務運営に努め、地域関係機関等との連携のもと地域に密着した金融サービス等を提供しながら奄美群島の振興開発、産業・経済の自立化に貢献してまいります。

(2) 経営方針

当法人は、奄美群島の地域に密着した金融機関として地域の情報・人脈等を活用し、事業者の方々への経営ノウハウの提供等の経営サポートに努め、地域の産業、経済の発展に貢献します。

そのため、地域行政機関との連携強化、各種施策との協調をより進めることでシンクタンク的な役割強化に努めてまいります。

また、リスク管理を徹底し財務内容の改善を進めていながら、適切な金融業務の運営を通じて今後の奄美群島の経済の自立化、産業構造の転換等について積極的な支援を行ってまいります。

(3) 倫理方針

- 役職員は、当法人の公共的使命と社会的責任を自覚し、かつ、役職員の法令等の違反行為の発生が、奄美基金全体の信用の失墜を招き、業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえで、常に法令等を遵守し、公正かつ誠実な業務運営に努めます。
- 役職員は、コンプライアンスに関し誠実性を踏まえて問題を提起する等の義務を有し、コンプライアンスを重視し遵守していく経営風土の確立に努めます。
- 役職員は、業務内容について国民に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行うこと等により国民からの信頼確保に努めます。
- 役職員は、反社会的勢力には断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して適切な対応をしてまいります。

(4) 行動指針

- 奄美群島経済の活性化のために、常に情熱と笑顔で前向きに行動します。誠意を持って業務に取り組み、“逃げない、折れない、あきらめない”姿勢を貫きます。
“もう限界だ”という意識の壁、“内向き”な組織の壁、“前例がない”という過去の壁を壊して前進します。
- 奄美の産業振興＝成長のために、様々なアイデアを引き出し、ネットワークを駆使して適切な解決策を見出すべく最善を尽くします。
冷静に判断し、迅速な行動に結びつけます。また、内部の改善や自分自身の成長に弛まぬ努力を続けます。
- 正しいこと、必要なことは口に出して伝えます。難しい問題の解決のために、情

報を共有して、チームワークで最良の結果を目指します。

職員同士“リスペクト”しあい、協力して信頼関係のある職場を築きます。

- 奄美の産業振興の実現に堅い決意と熱い熱意をもってリーダーシップを取ります。
真摯な態度と笑顔で“やる気”を“本気”にさせます。

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

第5期中期計画（令和6年4月1日～令和11年3月31日）と令和6年度の年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、[第5期中期計画](#)及び[年度計画](#)をご参照ください。

中期計画	年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
＜奄美群島の産業振興への貢献＞	
1. 事業者の収益向上等	
○ 事業者の収益向上等件数 全体60件（うち観光業20件、うち農業15件） ○ 事業者向けアンケートの実施 年1回 ○ 事業者向けアンケートの結果 ・ 売上高への貢献度 6割 ・ 従業員数への貢献度 6割 ・ 保証・融資及びコンサルティング業務による呼び水効果等 5割	○ 事業者の収益向上等件数 全体60件（うち観光業20件、うち農業15件） ○ 事業者向けアンケートの実施 年1回 ○ 事業者向けアンケートの結果 ・ 売上高への貢献度 6割 ・ 従業員数への貢献度 6割 ・ 保証・融資及びコンサルティング業務による呼び水効果等 5割
2. 奄美群島振興施策と連携した事業者支援	
○ 事業承継、6次産業化等地域課題解決に資する取組支援件数 年4件 ○ 移住者等による創業支援 年10件 ○ 観光関連資金の保証・貸付 年15件、農林業資金の保証・貸付 年15件 ○ 事業者への経営改善及び発達に資する取組の提案件数 年10件	○ 事業承継問題、6次産業化等地域課題解決に資する取組支援件数 年4件 ○ 移住者等による創業支援 年10件 ○ 観光関連資金の保証・貸付 年15件、農林業資金の保証・貸付 年15件 ○ 事業者への経営改善及び発達に資する取組の提案件数 年10件 ○ 観光関連産業等への協調融資による大口融資の実施 年1件
3. 関係機関との連携強化	
○ 地方公共団体、金融機関等と連携した事業者支援の実施状況	○ 地方公共団体、金融機関等と連携した事業者支援の実施状況

中期計画	年度計画
- 金融機関との協調体制による経営改善支援状況 年45件以上 - 事業セミナーの開催 年2回以上 ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況 - 地方公共団体等との連携の在り方についての検討 年2回以上 - 地方公共団体等との意見交換の回数 年1回以上 ○ 地方公共団体及び地方公共団体事業への助言・提案の実施状況 - 各市町村及び市町村事業への助言・提案の実施状況 年12回以上	- 金融機関との協調体制による経営改善支援状況 年45件以上 - 事業セミナーの開催 年2回以上 ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況 - 地方公共団体等との連携の在り方についての検討 年2回以上 - 地方公共団体等との意見交換の回数 年1回以上 ○ 地方公共団体及び地方公共団体事業への助言・提案の実施状況 - 各市町村及び市町村事業への助言・提案の実施状況 年12回以上
4. 奄美基金の認知度向上、利用者への情報提供及びニーズ等の調査把握	
○ 事業者向けアンケートの実施状況 - アンケートの実施件数 年100先以上 ○ 関係者と連携した広報の実施状況 - 関係者主催イベント等でのPR回数 年6回 ○ 奄美群島の地域経済・金融状況の調査等の実施状況 - 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やホームページでの情報発信を行う	○ 事業者向けアンケートの実施状況 - アンケートの実施件数 年100先以上 ○ 関係者と連携した広報の実施状況 - 関係者主催イベント等でのPR回数 年6回 ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況 - 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やホームページでの情報発信を行う
<保証業務>	
1. 事務処理の迅速化及び適正化	
○ 標準処理期間内に全案件を処理（6日以内） ○ 審査事務等についての点検、見直しの検討 年1回以上（保証・融資業務共通）	○ 標準処理期間内に全案件を処理（6日以内） ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 審査事務等についての点検及び見直しの検討 年1回以上（保証・融資業務共通）
2. 適切な保証条件の設定・承諾	
○ 地域の特性及び自然的特性等も踏まえ	○ 他機関の保証条件との比較検討

中期計画	年度計画
つ、業務運営への影響及び新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う ○ 新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と連携 ○ 保証承諾（R6:600百万円、R7:700百万円、R8:800百万円、R9:900百万円、R10:1,000百万円）	○ 制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議 ○ 地域経済の動向等を踏まえ、保証条件の優遇等について関係機関と協議 ○ 現在の保証条件の設定が適切なものであるか検討を行い、必要に応じ制度保証の創設や保証条件を見直す ○ 令和6年度における保証承諾計画額 600百万円
3. 期中管理体制の強化	
○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況 - 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会） 年2回以上（保証・融資業務共通） - 事業者の再生支援件数 年5件以上（保証・融資業務共通）	○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況 - 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会） 年2回以上（保証・融資業務共通） - 事業者の再生支援件数 年5件以上（保証・融資業務共通）
< 融資業務 >	
1. 事務処理の迅速化及び適正化	
○ 標準処理期間内に全案件を処理（9日以内） ○ 審査事務等についての点検、見直しの検討 年1回以上（保証・融資業務共通）	○ 標準処理期間内に全案件を処理（9日以内） ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 審査事務等についての点検及び見直しの検討 年1回以上（保証・融資業務共通）
2. 適切な貸付条件の設定・貸付	
○ 地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、業務運営への影響及び新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う ○ 奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し適時適切に見直す ○ 貸付額（R6:800百万円、R7:900百万円、R8:1,100百万円、R9:1,300百万円、R10:1,300百万円）	○ 他機関の貸付条件との比較検討 ○ 地域経済の動向等を踏まえ、融資条件の優遇等について関係機関と協議 ○ 現在の貸付条件の設定が適切なものであるか企画運営会議で検討を行い、必要に応じ貸付条件を見直す ○ 令和6年度における融資貸付計画額 800 百万円
3. 期中管理体制の強化	
○ 事業者が必要としている支援についての	○ 事業者が必要としている支援についての

中期計画	年度計画
検討及び実施状況 - 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会） 年2回以上（保証・融資業務共通） - 事業者の再生支援件数 年5件以上（保証・融資業務共通）	検討及び実施状況 - 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会） 年2回以上（保証・融資業務共通） - 事業者の再生支援件数 年5件以上（保証・融資業務共通）
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務運営体制の効率化	
○ 組織体制・人員配置の見直し ○ 審査事務等の効率化 ○ PMOの設置等を通じた情報システムの適切な整備及び管理	○ 組織体制・人員配置の見直し ○ 情報の高度利用による審査事務等の効率化 ○ PMOの設置等を通じた情報システムの適切な整備及び管理
2. 一般管理費の適正化	
○ 一般管理費の削減（中期目標期間の最後の事業年度において、第四期中期目標期間の最終年度（令和5年度）比で7%以上を削減） ○ 人件費の適正化 ○ 給与水準の適正化	○ 一般管理費の削減（中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度（令和5年度）比で1.4%以上を削減） ○ 人件費の適正化 ○ 給与水準の適正化
3. 人材育成	
○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 ・ 受講者数（延べ）25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数 年4回以上 ○ 人事交流・業務連携の強化	○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 ・ 受講者数（延べ） 年25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数 年4回以上 ○ 人事交流・業務連携の強化
4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化	
○ 入札及び契約手続きの透明性の確保	○ 契約監視委員会における審議や内部監査、監事監査等における入札及び契約の適正な実施の確認
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
＜リスク管理債権の抑制＞	
1. 保証・融資業務の適切な実施	
○ リスク管理債権割合の抑制（令和10年度末） - ア 保証業務のリスク管理債権割合 35.0% - イ うち平成16年10月以降保証した債権の	○ リスク管理債権割合の抑制（令和6年度末） - ア 保証業務のリスク管理債権割合 38.4% - イ うち平成16年10月以降保証した債権の

中期計画	年度計画
リスク管理債権割合 25.5% ウ 融資業務のリスク管理債権割合 31.0% エ うち平成16年10月以降融資した債権のリスク管理債権割合 24.8% ○ リスク管理債権総額の抑制（令和10年度末） ア 保証業務のリスク管理債権総額 915百万円 ※ 令和5年度末見込み 1,310百万円 イ うち平成16年10月以降保証したリスク管理債権総額 526百万円 ※ 令和5年度末見込み 660百万円 ウ 融資業務のリスク管理債権総額 926百万円 ※ 令和5年度末見込み 1,450百万円 エ うち平成16年10月以降融資したリスク管理債権総額 642百万円 ※ 令和5年度末見込み 960百万円 ○ リスク管理債権抑制に向けた取組 ア 債権回収に係る訪問督促 年120件 イ 事業者の伴走支援に係る取組 年24件	リスク管理債権割合 25.5% ウ 融資業務のリスク管理債権割合 36.9% エ うち平成16年10月以降融資した債権のリスク管理債権割合 28.6% ○ リスク管理債権総額の抑制（令和6年度末） ア 保証業務のリスク管理債権総額 1,004百万円 イ うち平成16年10月以降保証したリスク管理債権総額 526百万円 ウ 融資業務のリスク管理債権総額 1,103百万円 エ うち平成16年10月以降融資したリスク管理債権総額 741百万円 ○ リスク管理債権抑制に向けた取組 ア 債権回収に係る訪問督促 年120件 イ 事業者の伴走支援に係る取組 年24件
2. 新規の債権に対する管理強化	
○ リスク管理債権割合 15.0%（令和10年度末保証・融資残高に対する割合）	○ リスク管理債権割合 15.0%（令和6年度末保証・融資残高に対する割合）
3. 審査委員会の活用	
○ 理事長以下を構成員とする審査会の活用	○ 理事長以下を構成員とする審査会の活用
4. 民間金融機関との連携・協調	
○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討 年2回以上 ・ 協調融資によるリスク分散の件数（保証）年5件以上、年110百万円以上（融資）年3件以上、年110百万円以上	○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討 年2回以上 ・ 協調融資によるリスク分散の件数（保証）年5件以上、年110百万円以上（融資）年3件以上、年110百万円以上
5. 担保設定の柔軟化	
○ 動産担保設定の促進等により利用者の利便性向上及び債権保全の強化	○ 動産担保設定の促進等により利用者の利便性向上及び債権保全の強化
＜繰越欠損金の削減＞	

中期計画	年度計画
1. 新たな収入源の確保等	
☐ 融資種類等の追加・見直しに向けた取組状況 年4回 ☐ 観光関連産業等への協調融資による大口融資の実施 年1件 ☐ コンサルティング業務の確立 ☐ 余裕金の運用に係る研修への参加回数 年1回	☐ 融資種類等の追加・見直しに向けた取組状況 年4回 ☐ 観光関連産業等への協調融資による大口融資の実施 年1件 ☐ コンサルティング業務の確立 ☐ 余裕金の運用に係る研修への参加回数 年1回
2. 適正な債権管理の実施	
☐ 新規の債権に対する管理強化 ・（保証）延滞債権割合 4.0%（令和10年度末の保証残高に対する割合） ・（融資）延滞債権割合 2.4%（令和10年度末の融資残高に対する割合） ☐ 理事長以下を構成員とする債権管理委員会の活用 ☐ 特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底 ☐ 債務者区分に応じた債権管理の徹底	☐ 新規の債権に対する管理強化 ・（保証）延滞債権割合 4.0%（令和6年度末の保証残高に対する割合） ・（融資）延滞債権割合 2.4%（令和6年度末の融資残高に対する割合） ☐ 理事長以下を構成員とする債権管理委員会の活用 ☐ 特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底 ☐ 債務者区分に応じた債権管理の徹底 ☐ リスク管理項目全般についてリスク管理委員会で総括的な審議等を行う
3. 繰越欠損金の削減	
☐ 単年度決算において繰越欠損金の削減	☐ 単年度決算において繰越欠損金の削減
＜予算、収支計画及び資金計画＞	
☐ 「経営改善計画」等を反映した予算等の作成	☐ 「経営改善計画」等を反映した予算等の作成
IV その他の事項	
1. 短期借入金の限度額	
☐ 該当なし	☐ 該当なし
2. 重要な財産の譲渡等の計画	
☐ 該当なし	☐ 該当なし
3. 剰余金の使途	
☐ 該当なし	☐ 該当なし
V その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	
☐ 該当なし	☐ 該当なし
2. 人事に関する計画	
☐ 資質に応じた適正な人員配置	☐ 職務、職級に応じた評価体系の明確化

中期計画	年度計画
○ 業務遂行のインセンティブの向上 ○ 公的資格取得の奨励 ○ 外部の金融機関等との人事交流、研修等への参加	○ 職員のインセンティブの確保 ○ 職員の能力、資質等を反映した人員配置 ○ 役職員一体での勉強会の定期的開催、O J Tの活用等 ○ 公的資格（F P、宅建取引士等）取得の奨励 ○ 外部の金融機関等との人事交流、研修等への参加推進
3. その他中期目標を達成するために必要な事項	
○ 内部統制の充実・強化	○ 目標管理の徹底 ○ 自己評価の実施 ○ リスク管理体制の強化 ○ 情報セキュリティ対策の推進

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

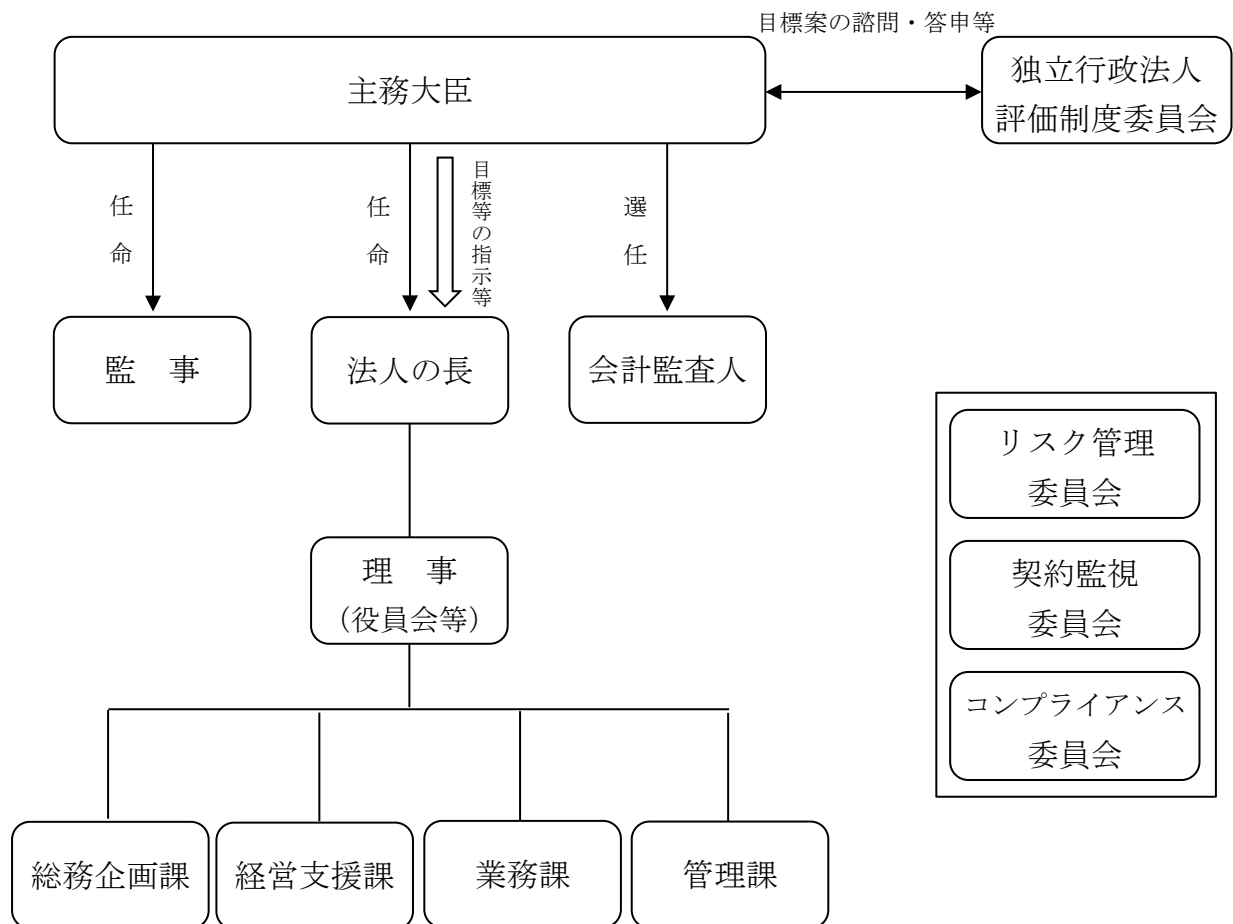
（1）ガバナンスの状況

平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、当法人の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

内部統制の有効性のチェックについては、会計監査人の監査のほか、リスク管理委員会など外部有識者等からなる委員会を設置し、定期的にモニタリング等を実施しております。

詳細につきましては、[業務方法書](#)をご参照ください。

【ガバナンス体制図】



(2) 役員等の状況

① 役員状況

(令和7年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	経 歴	
理事長	藤井 隆	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	昭和62年4月 平成25年4月 平成27年4月 平成28年4月 平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月 令和5年4月 令和6年4月	鹿児島県採用 同総務部財政課参事 同保健福祉部保健医療福祉課国保指導室長 同知事公室国体準備課長 同議会事務局議事課長 同大島支庁瀬戸内事務所長 同議会事務局次長兼総務課長 同議会事務局長 当法人理事長
理 事	森田 勝弘	令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日	昭和58年4月 平成24年2月 平成26年8月 平成28年5月 平成30年8月 令和2年10月	株式会社鹿児島銀行入行 同国分西支店長 同星ヶ峯支店長 同徳之島支店長 同垂水支店長 当法人理事
監 事 (非常勤)	上堀内 ちあき	令和元年8月1日 ～ 令和10事業年度の 財務諸表の承認日	平成2年3月 平成7年12月 平成11年9月 令和元年8月	株式会社西田組入社 有限会社浜崎建築設計事務所入社 株式会社堀陶石取締役 当法人監事

監 事 (非常勤)	里村 紀幸	令和元年8月1日 、 令和10事業年度の 財務諸表の承認日	平成19年9月 平成21年1月 令和元年8月	賀川照和司法書士事務所入所 里村法務事務所開業 当法人監事
--------------	-------	--	------------------------------	-------------------------------------

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は6,000千円（税抜）です。また、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在17人（前期比2人減）であり、平均年齢は46.2歳（前期末46.0歳）となっております。なお、国等からの出向者はありません。

当法人においては、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、年次有給休暇の取得推進及び計画的取得の励行、週1回の定時退社日の設定など労働時間の抑制を図っております。また、役員・管理職に占める女性の人数目標を定めるなど、男女共同参画社会の推進に向けた取り組みにも努めております。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

令和6事業年度中に完成した主要な施設、継続中の主要施設の新設・拡充、処分した主要施設等につきましてはいずれも該当はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

（単位：千円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	11,001,271	—	—	11,001,271
地方公共団体出資金	6,772,500	—	—	6,772,500
資本金合計	17,773,771	—	—	17,773,771

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和6事業年度は、目的積立金の申請、取崩につきましてはいずれも該当はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

（単位：千円）

区 分	金額	構成比
出資金	—	—

政府出資金	—	—
地方公共団体出資金	—	—
求償権等回収金	31,385	3.7%
貸付回収金	709,853	84.5%
借入金等	—	—
事業収入	73,175	8.7%
事業外収入	25,486	3.0%
その他の収入	—	—
合計	839,898	100.0%

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、求償権等回収金、貸付回収金、事業収入、事業外収入などがあります。

収入全体の8割を占める貸付回収金は、融資業務において実施した事業者に対する貸付けに係る償還金の当年度累計額であります。また、求償権等回収金については、保証業務において実施した事業者が金融機関に対して負担する債務の保証を履行したことにより取得した求償権及び償却求償権に係る回収金の当年度累計額であります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、持続可能な社会づくりへの取り組みとして、令和5年3月に「独立行政法人奄美群島振興開発基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置について定める計画」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進することや、電気使用量、コピー用紙使用量並びに燃料使用量等の削減に努めております。

また、鹿児島県SDGs登録制度の活用や地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの参画等の検討を進め、持続可能な社会及び地域経済発展に貢献する組織となるよう体制構築に努めていくこととしております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当法人は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行っております。

奄美群島においては、依然として事業規模が零細な事業者が多く、これら事業者の資金ニーズに的確に応えるためには、当法人の実施する保証業務及び融資業務による一元的な金融支援が必要であると認識しております。今後も、各々の業務においてより効果的な金融支援が図られるよう、国、鹿児島県、奄美群島内地方公共団体等との連携を強化していくとともに、更なる利便性の向上を図るため不断の見直しに努める

こととしております。

当法人の強みを最大限発揮するためには、地域情勢及び多様化する金融事情に精通する人材確保・育成も不可欠であることから、職員研修にかかる実施方針を毎年度策定しこれに基づく研修を実施しているほか、顧問弁護士や司法書士等外部専門家を講師とした研修会を実施するなど職員の能力向上に努めています。

また、適切な人員配置や人事評価の処遇への反映等インセンティブの確保にも努めており、職員の意欲を引き出し、組織全体のパフォーマンスの向上に繋げることに取り組んでおります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、当法人の業務の円滑な運営を図ることを目的として、平成27年度にリスク管理規程を定め、体制整備や外部有識者による統合的な審議を受けるなど、リスクへの備えを図っております。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人の使命及び目標達成を阻害するものとして管理を行うリスクは以下のとおりです。

種類	定義
信用リスク	○信用供与先の財務状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
事務リスク	○事務上の事故、事務処理体制の不備等により損害を被るリスク
有形資産リスク	○自然災害または資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被るリスク
風評リスク	○事実と異なる風説、風評で評判が悪化することにより損失を被るリスクおよび不適切な業務運営等が明るみにでることにより、信用が低下し、業務運営に支障を来すリスク
法務リスク	○法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他の法的原因により損失を被るリスク ○奄美群島振興開発特別措置法や他の制度の変更による業務改正に伴うリスク
市場関連リスク	○市場金利の変動により保有する資産や負債に対して価値の変動が生じ、利益の低下ないし損失を被るリスク ○有価証券等の価値が変動し損失を被るリスク ○円と外国の為替の変動により、外貨建て資産の価値が変動することによって損失を被るリスク

種類	定義
流動性リスク	○運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
システムリスク	○コンピューターシステムのダウンなどシステムの不備、顧客データの紛失等に伴い損失を被るリスク
コンプライアンスリスク	○役職員の法令等の違反行為の発生により、信用の失墜を招き、業務運営に多大な支障を来すリスク

これらリスクへの対応については毎年度取りまとめを行い、外部有識者を含む「リスク管理委員会」において取り組み状況の検証を行っているほか、内部監査及び監事監査によるリスクへの対応状況の確認も受けております。

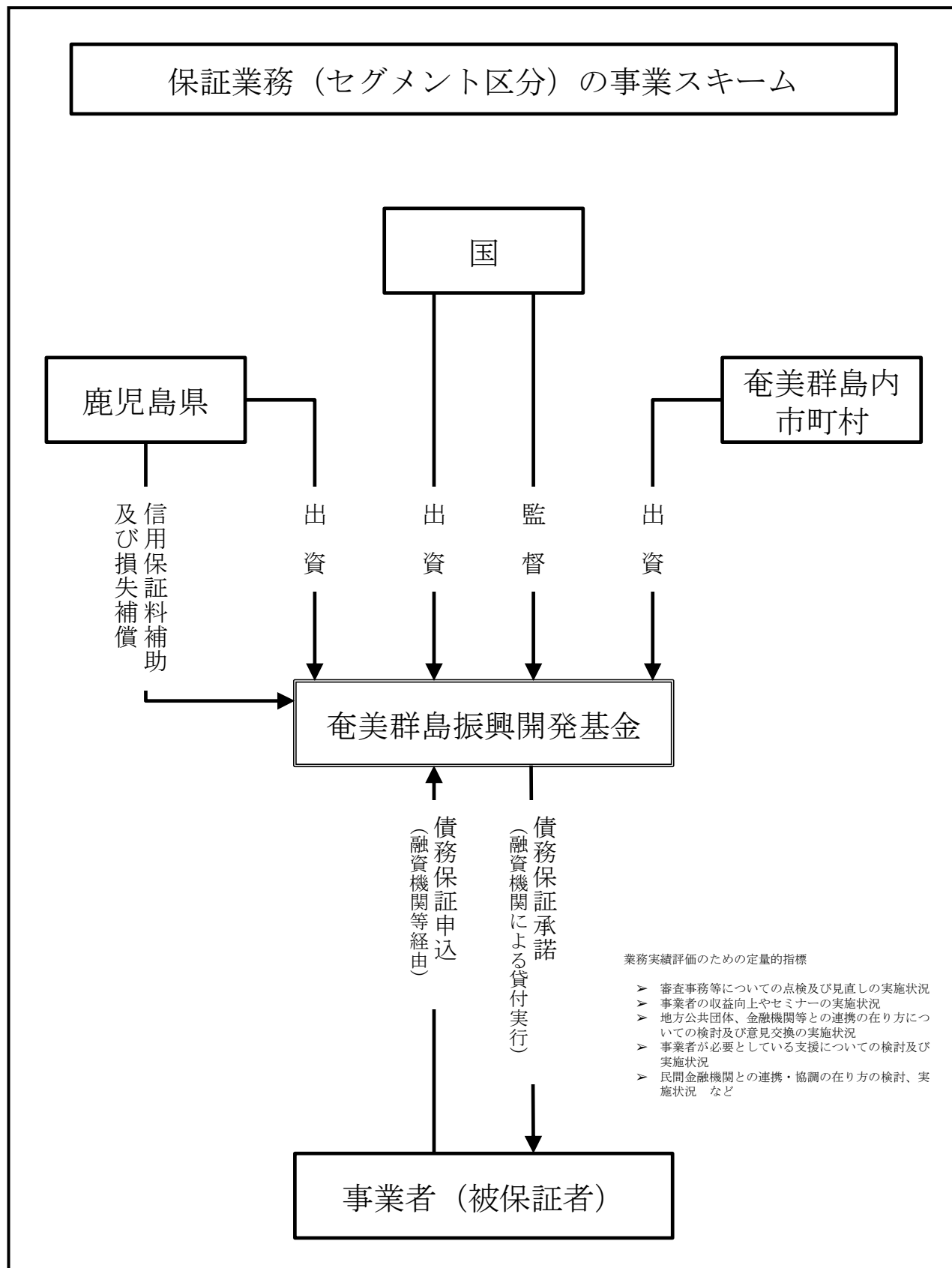
また、上記以外の当法人全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合においても、理事長を中心として、これを解決するための必要な措置を迅速かつ的確に講じることとしております。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

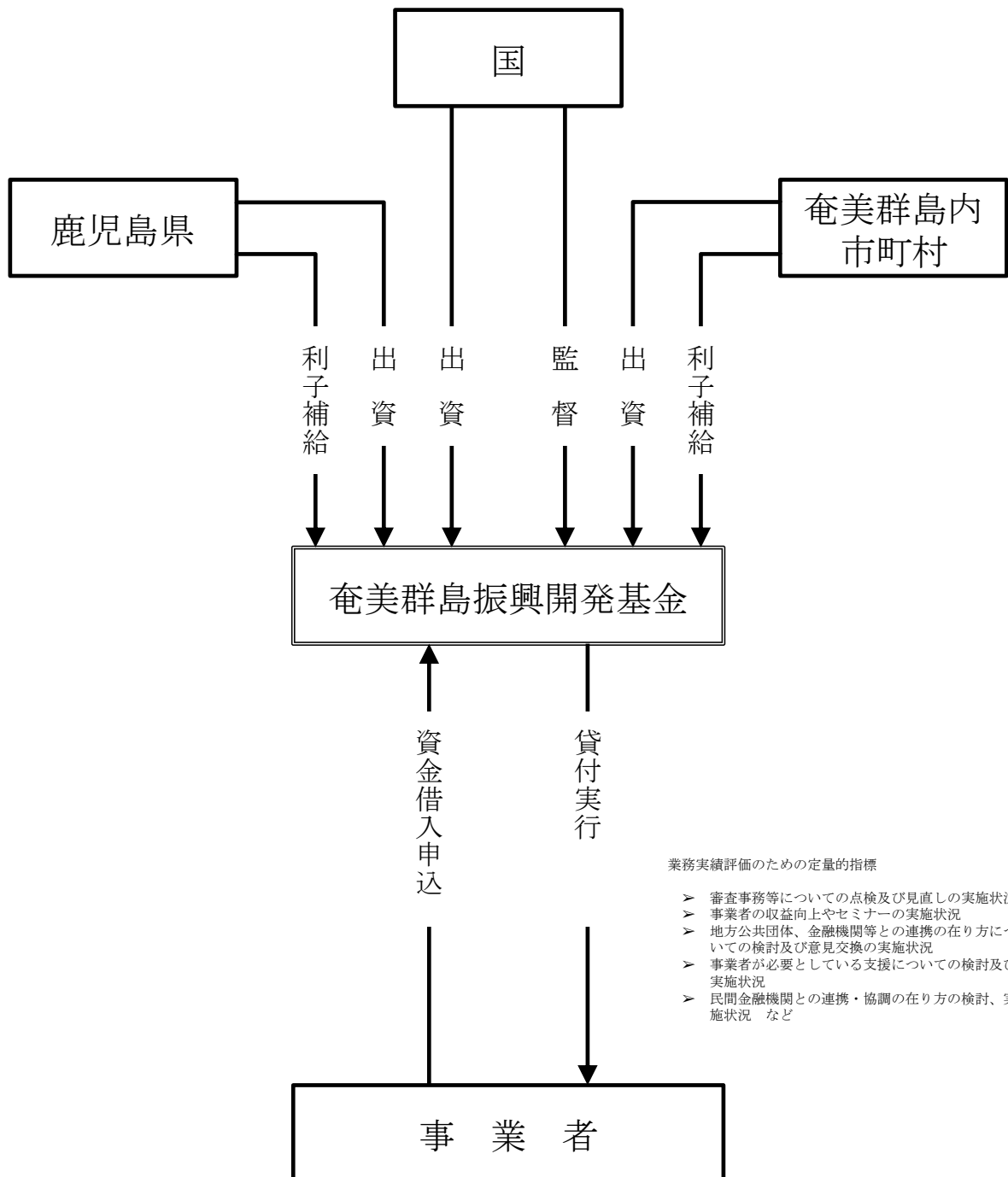
なお、内部統制の整備の詳細につきましては、[業務方法書](#)をご参照ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

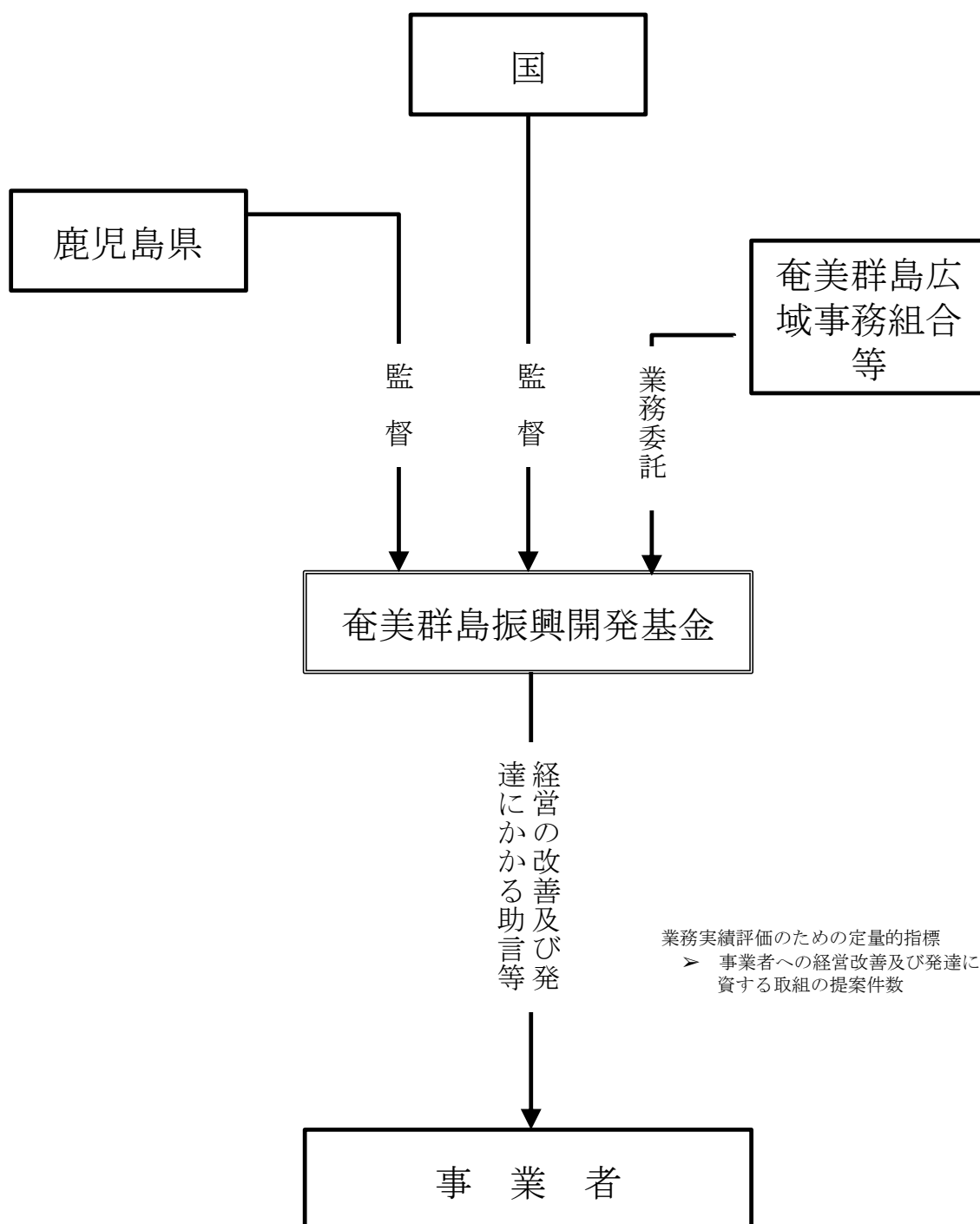
令和6事業年度の当法人の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、事業スキームの概要等を示します。



融資業務（セグメント区分）の事業スキーム



経営支援業務（セグメント区分）の事業スキーム



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当法人の目的である「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」ため、当事業年度においては、事業者等が金融機関に対して負担する債務の保証（保証業務）として475,300千円、事業資金の貸付け（融資業務）として731,119千円をそれぞれ実施しております。加えて、経営が不安定な先等への対応として、財務内容や業務運営状況等についてモニタリングを行い、経営課題やリスク管理への対策など多角的な意見を内部で集約し、経営の安定化に資するアドバイスを行うことなどにも取り組んでおり、金融を通じた奄美群島の基礎条件の改善及び振興開発に努めております。

また、公的金融機関としての立場から、奄美群島内地方公共団体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し、金融情報及び事業計画策定等について提言等を行うなど、奄美群島振興施策との連携も図っております。

(2) 自己評価

当法人は、奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、役職員一体となって業務に取り組んでおります。

令和6年度においても第5期中期計画及び年度計画に基づき、適切な業務運営に努め、中期目標の達成に向けた取り組みを推進しているところです。

各業務の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については、次のとおりです。

詳細につきましては、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

令和6年度項目別自己評価総括表

項目	評価 (注)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
＜奄美群島の産業振興への貢献＞		
1. 事業者の収益向上等	B	
2. 奄美群島振興施策と連携した事業者支援		
3. 関係機関との連携強化		
4. 奄美基金の認知度向上、利用者への情報提供及びニーズ等の調査把握		
＜保証業務＞		
1. 事務処理の迅速化及び適正化	B	118,210千円
2. 適切な保証条件の設定		

項目	評価 (注)	行政コスト
3. 期中管理の強化		
＜融資業務＞		
1. 事務処理の迅速化及び適正化	B	118,590千円
2. 適切な貸付条件の設定		
3. 期中管理の強化		
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
1. 業務運営体制の効率化	B	
2. 一般管理費の適正化	A	
3. 人材育成	A	
4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化	B	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
1. リスク管理債権の抑制	B	
2. 繰越欠損金の削減	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画の作成等		
Ⅳ その他の事項		
1. 短期借入金の限度額	－	
2. 重要な財産の譲渡等の計画	－	
3. 剰余金の使途	－	
Ⅴ その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1. 施設及び設備に関する計画	－	
2. 人事に関する計画	B	
3. その他中期目標を達成するために必要な事項	B	

(注) 困難度を「高」と設定している項目については、評価に下線を引いております。

評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：所期の目標を上回る成果が得られている。

B：所期の目標を達成している。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
評定	—	—	—	—	—
理由	—				

(注) 評価区分

S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的

に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：千円)

区 分	予算	決算	差額理由
収入			
出資金	—	—	
政府出資金	—	—	
地方公共団体出資金	—	—	
求償権等回収金	57,270	31,385	償却求償権の回収実績が予定を下回ったことによる減。
貸付回収金	824,309	709,853	貸付金の回収実績が予定を下回ったことによる減。
借入金等	—	—	
事業収入	73,705	73,175	保証債務残高が予定を下回ったこと等による収入の減。
事業外収入	31,661	25,486	有価証券の運用が予定を下回ったことによる減。
その他の収入	3,253	—	
計	990,198	839,898	
支出			
代位弁済金	6,845	10,320	要代位弁済案件の発生が増加したことによる増。
貸付金	800,000	731,119	資金需要の低下による貸付金の減。
借入金償還	—	—	
事業費	—	—	
一般管理費	212,501	213,688	人件費が予定を上回ったことによる増。
人件費	157,374	166,097	
その他一般管理費	55,127	47,571	
その他の支出	4,000	2,316	損失補償納付金の支出等が予定を下回ったことによる減。
計	1,023,346	957,424	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[決算報告書](#)をご参照ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	4,575,100	流動負債	36,570
現金及び預金(*1)	2,739,336	未払金	17,686
有価証券	1,698,578	引当金	14,199
その他	137,186	その他	4,685

固定資産	7,023,875	固定負債	244,756
有形固定資産	79,013	引当金	167,919
無形固定資産	126	その他	76,837
投資その他の資産	6,944,736	保証債務	1,662,562
投資有価証券	4,364,549	負債合計	1,943,889
長期貸付金	2,777,823	純資産の部	
貸倒引当金	△378,777	資本金	17,773,771
求償権	662,567	政府出資金	11,001,271
求償権償却引当金	△481,925	地方公共団体出資金	6,772,500
その他	499	繰越欠損金	6,456,122
保証債務見返	1,662,562	当期末処理損失 (うち当期総損失)	6,456,122 (122,347)
		純資産合計(*2)	11,317,649
資産合計	13,261,538	負債純資産合計	13,261,538

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(2) 行政コスト計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
損益計算書上の費用	238,019
経常費用(*3)	238,019
臨時損失(*4)	0
その他調整額	—
その他行政コスト(*5)	—
行政コスト合計	238,019

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(3) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経常費用(A) (*3)	238,019
引当金繰入	24,324
一般管理費	213,694
人件費	162,237
物件費	47,571
減価償却費	3,886
貸倒損失	—
財務費用	—
その他	—
経常収益(B)	115,672
貸付金利息収入	49,857
保証料収入	16,154
引当金戻入	—
財務収益	25,057

その他	24,603
臨時損失(C) (*4)	0
臨時利益(D)	—
当期総損失(B-A-C+D) (*6)	122,347

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(4) 純資産変動計算書

(単位：千円)

科 目	資本金	利益剰余金		純資産合計
		当期末処分利益	うち当期総利益	
当期首残高	17,773,771	△6,333,775	—	11,439,996
当期変動額	—	△122,347	△122,347	△122,347
その他の行政コスト(*5)	—	—	—	—
当期総利益(*6)	—	△122,347	△122,347	△122,347
その他	—	—	—	—
当期末残高(*2)	17,773,771	△6,456,122	△122,347	11,317,649

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△ 121,165
貸付金利息収入	49,966
保証料収入	17,766
経営支援等収入	146
貸付金の回収による収入	704,943
求償権の回収による収入	19,283
人件費支出	△165,812
業務経費支出	△47,427
代位弁済による支出	△10,320
貸付による支出	△ 731,119
その他の業務収入・支出	41,409
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△3,572,024
定期預金の預入による支出(*7)	△300,000
定期預金の払戻による収入	—
有価証券の取得による支出	△ 3,470,577
有価証券の償還による収入	200,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,447

その他の投資活動による収入・支出	—
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	—
Ⅳ資金減少額(D=A+B+C)	3,693,190
Ⅴ資金期首残高(E)	6,132,525
Ⅵ資金期末残高(F=E+D) (*8)	2,439,336

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：千円)

科 目	金 額
資金期末残高(*8)	2,439,336
定期預金(*7)	300,000
現金及び預金(*1)	2,739,336

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[財務諸表](#)をご参照ください。

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和6年度末現在の資産合計は13,261,538千円と、前年度比149,998千円の減(1.1%減)となっております。これは、保証債務見返が前年度比27,052千円の減(1.6%減)及び求償権が前年度比8,962千円の減(1.3%減)となったことが主な要因であります。

令和6年度末現在の負債合計は1,943,889千円と、前年度比27,652千円の減(1.4%減)となっております。これは、資産の減少理由と同様に保証債務が前年度比27,052千円の減(1.6%減)となったことが主な要因であります。

令和6年度末現在の純資産合計は11,317,649千円と、前年度比122,347千円の減(1.1%減)となっております。これは、当期総損益において122,347千円の損失を計上したことが要因であります。

(2) 行政コスト計算書

令和6年度の行政コストは238,019千円と、前年度比18,477千円の増(8.4%増)となっております。これは、損益計算書上の費用である一般管理費において前年度比4,976千円の減(2.3%減)となったものの、引当金繰入が前年度比24,324千円の増(皆増)となったことが主な要因であります。

(3) 損益計算書

令和6年度の経常費用は238,019千円と、前年度比18,477千円の増(8.4%増)となっております。これは、一般管理費において前年度比4,976千円の減(2.3%減)となっ

たものの、引当金繰入が前年度比24,324千円の増（皆増）となったことが主な要因であります。

令和6年度の経常収益は115,672千円と、前年度比97,559千円の減（45.8%減）となっております。これは、保証料収入が前年度比2,055千円の減（11.3%減）及び引当金戻入が前年度比116,674千円の減（皆減）となったことが主な要因であります。

令和6年度の当期総損失は122,347千円となり、前年度に比して116,036千円の増（1,838.6%増）となっております。

（4）純資産変動計算書

令和6年度の純資産は11,317,649千円と、前年度比122,347千円の減（1.1%減）となっております。これは、当期総損益において122,347千円の損失を計上したことが要因であります。

（5）キャッシュ・フロー計算書

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△121,165千円と、前年度比91,944千円の増（314.7%増）となっております。これは、貸付債権回収による収入において33,391千円の増（5.0%増）があったものの、代位弁済による支出が前年度比10,320千円の増（皆増）及び貸付けによる支出が前年度比87,174千円の増（13.5%増）となったことが主な要因であります。

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△3,572,024千円と、前年度比3,679,162千円の減（3,434.0%減）となっております。これは、有価証券の取得による支出が前年度比3,078,622千円の増（785.5%増）となったことが主な要因であります。

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年度と同様に実績なしとなっております。

14. 内部統制の運用に関する情報

当法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めておりますが、財務に係る主な項目とその実施状況等については次のとおりです。

○ 内部統制の運用（業務方法書第22条）

役員（監事を除く。）の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和6年度においては12回開催しております。

○ 監事監査・内部監査（業務方法書第26条、第27条）

監事は、当法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的として業務監査及び会計監査を実施しております。監査の結果については監査報告を作成し、理事長及び主務大臣に提出を行うこととしております。また、別途報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を当該監査報告に記載するものとしております。

理事長は、当法人の経営の合理化・効率化と業務の適正な執行を図ることを目的として、内部監査担当を配置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況の報告を受けることとしており、令和6年度においては本部並びに出先事務所含め6回の内部監査が実施され、適正に実施されたことを確認しております。

○ 入札・契約に関する事項（業務方法書第17条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程を整備し、毎年度、同委員会による点検を受けております。

令和6年度においては、同委員会を令和6年6月に開催し令和5年度の調達実績等について点検・見直しを行っております。

15. 法人の基本情報

（1）沿革

昭和30年9月	奄美群島復興信用保証協会設立
昭和34年3月	融資業務追加・奄美群島復興信用基金に改組
昭和39年4月	奄美群島振興信用基金に改称
昭和49年4月	奄美群島振興開発基金に改称
平成元年4月	出資業務追加
平成16年10月	独立行政法人奄美群島振興開発基金設立
平成18年3月	出資業務廃止（特殊法人等整理合理化計画）
令和6年4月	経営支援業務追加

（2）設立根拠法

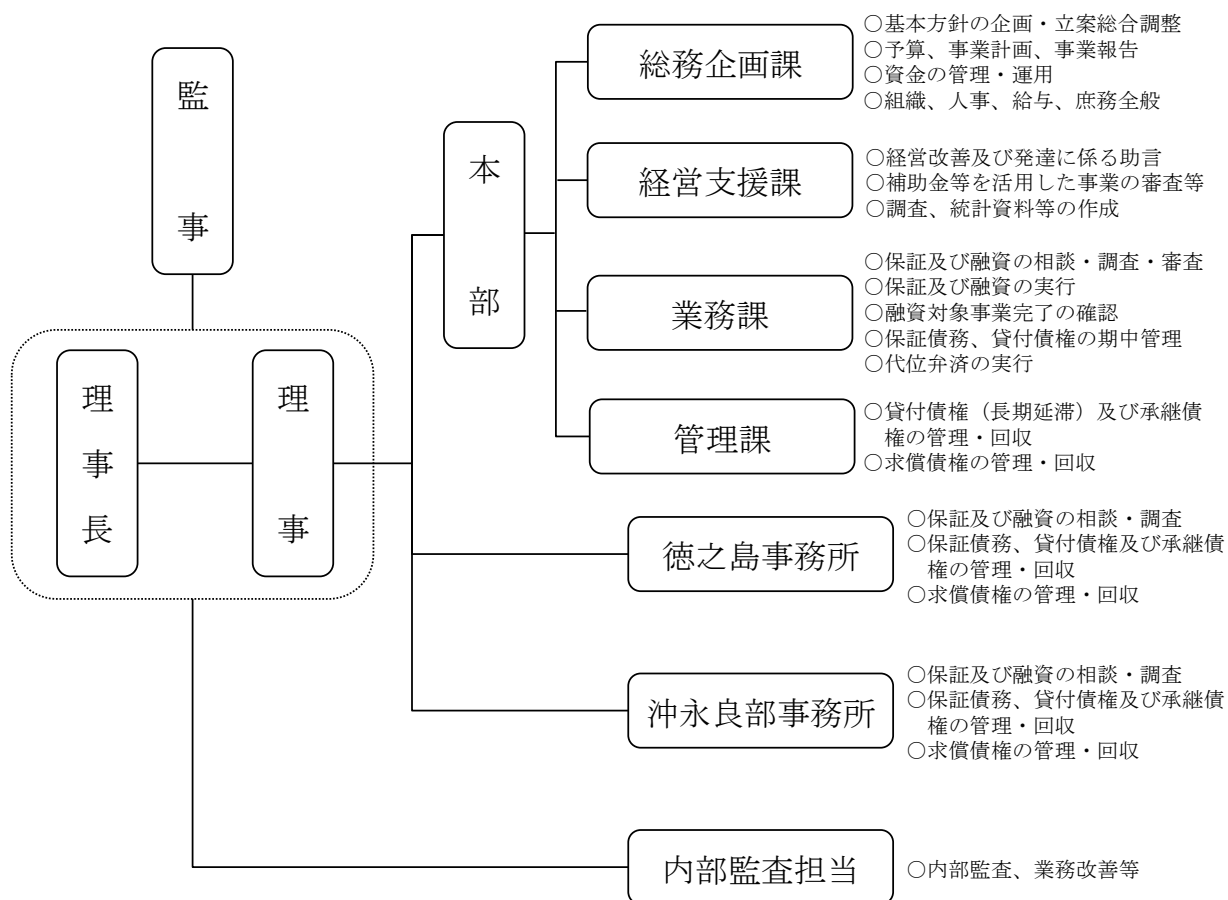
奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

（3）主務大臣（主務省所管課等）

国土交通大臣（国土交通省国土政策局特別地域振興官）

財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）

（4）組織図



(5) 事務所所在地

本 部：鹿児島県奄美市名瀬港町 1－5

徳之島事務所：鹿児島県大島郡徳之島町亀津 2 9 2 8－4

沖永良部事務所：鹿児島県大島郡和泊町和泊 9－1

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

令和 6 事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	13,350,546	13,171,755	13,548,651	13,411,536	13,261,538
負債	1,686,464	1,601,867	2,102,344	1,971,540	1,943,889
純資産	11,664,082	11,569,888	11,446,307	11,439,996	11,317,649
行政コスト	208,672	220,791	232,138	219,542	238,019
経常費用	208,672	220,791	232,138	219,542	238,019
経常収益	159,690	126,597	108,557	213,231	115,672
当期総利益	△ 48,982	△ 94,194	△ 123,581	△ 6,311	△122,347

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：千円)

収 入	金 額	支 出	金 額
出資金	—	代位弁済金	7,089
政府出資金	—	貸付金	900,000
地方公共団体出資金	—	借入金償還	—
求償権等回収金	55,736	事業費	—
貸付回収金	841,449	一般管理費	213,407
借入金等	—	人件費	158,552
事業収入	80,262	その他一般管理費	54,855
事業外収入	46,106	その他の支出	4,000
その他の収入	3,265		
合 計	1,026,818	合 計	1,124,496

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

② 収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
経常費用	230,185
事業費	—
一般管理費	225,844
減価償却費	3,883
求償権償却損失	—
貸倒損失	—
引当金繰入	458
事業外費用	—

臨時損失	—
経常収益	183,852
事業収入	78,811
引当金戻入	17,808
事業外収益	87,233
臨時利益	—
純利益	△ 46,333
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 46,333

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

③ 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	7,647,878
業務活動による支出	1,120,496
一般管理費支出	213,407
代位弁済による支出	7,089
貸付金による支出	900,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	3,804,000
定期預金預入による支出	600,000
有価証券取得による支出	3,200,000
その他の投資支出	4,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	2,723,383
資金収入	7,647,878
業務活動による収入	1,026,818
投資活動による収入	3,700,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	2,921,060

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、合計において一致しない場合があります。

詳細につきましては、[年度計画](#)をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金及び銀行等への預け金
有価証券	: 満期日が1年以内の国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券
有形固定資産	: 建物、車両運搬具、器具及び備品、土地
無形固定資産	: 電話加入権、ソフトウェア
投資有価証券	: 満期日が1年を超える国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券
長期貸付金	: 償還期限が1年を超える貸付金
貸倒引当金	: 貸付金の償却に充てる引当金
求償権	: 保証債務の代位弁済により発生した債権
求償権償却引当金	: 求償権の償却に充てる引当金
保証債務見返	: 保証債務の対照勘定
引当金（流動負債）	: 賞与引当金及び短期保証債務に係る保証債務損失引当金
引当金（固定負債）	: 退職給付引当金及び長期保証債務に係る保証債務損失引当金
保証債務	: 保証契約に基づき発生した金融機関に対する保証債務
政府出資金	: 国からの出資金
地方公共団体出資金	: 地方公共団体からの出資金
繰越欠損金	: 欠損金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 当法人の損益計算書上に計上される費用
その他の行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

引当金繰入	: 貸倒引当金、保証債務損失引当金及び求償権償却引当金の繰入損
人件費	: 役員報酬、職員給与、法定福利費等、役職員に要する経費
物件費	: 旅費交通費、電算関係費、業務諸費等、運営に要する経費
減価償却費	: 有形及び無形固定資産の減価償却費

貸倒損失	: 取立不能貸付金の貸倒損及び取立不能求償権の償却損
財務費用	: 借入金にかかる支払利息
貸付金利息収入	: 貸付金に対する利息
保証料収入	: 保証債務に対する信用保証料
経営支援等収入	: 事業者への経営支援や地公体への助言等に対する収入
引当金戻入	: 貸倒引当金、保証債務損失引当金及び求償権償却引当金の戻入益
財務収益	: 受取利息、有価証券利息による収益

④ 純資産変動計算書

当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 通常の保証及び融資業務の実施に係る資金の状態を表し、貸付金利息・保証料等による収入、資金の貸付け・代位弁済等による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、定期預金の払戻・預入による収入・支出、有価証券の償還・取得による収入・支出、固定資産の取得による支出

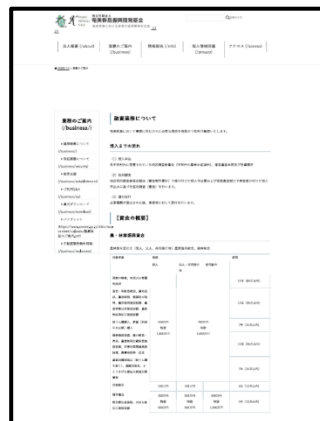
財務活動によるキャッシュ・フロー : 国及び地方公共団体からの出資金受入による収入、長期借入金の返済による支出

(2) その他公表資料等との関係の説明

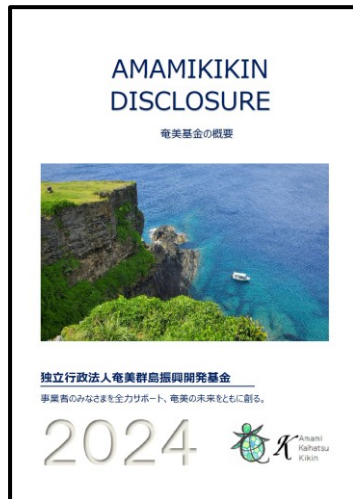
- ホームページでは、当法人に関する各種情報等について掲載、発信を行っております。

奄美群島振興開発基金のホームページ (抜粋)

<https://www.amami.go.jp/>



○ ディスクロージャー誌



○ パンフレット

